

2026年4月18日

【目的】

第1条 本規定は、発災時における一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）が設置する災害対策本部（以下、本部）内の支援戦略班（以下、戦略班）が企画立案する災害支援活動について、その関連事項を定めることにより災害時の支援活動を迅速、かつ円滑に展開することを目的とする。

【定義】

第2条 本規定の災害支援活動とは、「災害支援活動基本理念」「災害支援活動基本方針」に基づき、戦略班が企画立案し、本会が実施する事業をいう。

【対象】

第3条 本規定による災害支援活動の対象は、以下の支援を想定する。

- (1) 被災地域の都道府県士会の事業及びその他の必要な事業等^{注1}
- (2) 被災地域の行政が求める事業に対する都道府県士会^{注2}からの派遣協力
- (3) 被災地域の会員が求める事業及びその他の必要な事業等^{注3}
- (4) その他、被災地域の主体的な活動への取組を推進するために必要な事業

【範囲】

第4条 本規定による災害支援活動の範囲は、「災害支援活動の基本方針」に基づき、「被災地域の主体的な活動への移行を支援する」ことを原則とし、移行の状況に鑑み当該支援を縮小、終了する。

【期限】

第5条 本規定による災害支援活動の期間は、本部の解散をもって終了する。ただし、解散前に「被災地域の主体的な活動への移行」の状況に鑑み、縮小、終了することができ

2. 本部の解散後も継続した災害活動が必要な場合は、本部が本会理事会に審議上程し、了承を得ることで災害支援活動の継続を可能とする。

【費用】

第6条 本規定による災害支援活動の費用は、本会災害支援金運用規程に基づいて計上する。ただし、助成金、その他の活用できる補助等があれば、それを優先する。

2. 公的資金等の活用に当たっては、その支給が遅れるときは本会災害支援金運用規定に基づいて立替払い等ができることとする。

【その他】

第7条 この他、必要な災害支援活動がある場合、本部の審議により、災害対策本部長が指示する。

2. 本部の解散後にあつては、理事会の決議により、会長が指示することができる。

【規定の変更】

第8条 この規定は、理事会の決議によって変更できる。

附則

1. 本規定は2026（令和8）年4月18日から施行する。